

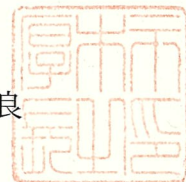
厚木市告示第 103 号

令和 4 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市公契約条例 (平成 24 年厚木市条例第 29 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 4 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 31 日

厚木市長 小林 常良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

別表のとおり

## 別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	2,915	普通船員	2,723
普通作業員	2,510	潜水士	4,692
軽作業員	1,710	潜水連絡員	3,308
造園工	2,420	潜水送気員	3,195
法面工	2,993	山林砂防工	3,027
とび工	3,150	軌道工	5,300
石工	3,072	型わく工	2,982
ブロック工	2,825	大工	2,880
電工	2,768	左官	3,083
鉄筋工	2,970	配管工	2,577
鉄骨工	2,892	はつり工	2,880
塗装工	3,410	防水工	3,128
溶接工	3,600	板金工	3,207
運転手(特殊)	2,960	タイル工	—
運転手(一般)	2,532	サッシ工	2,960
潜かん工	3,500	屋根ふき工	—
潜かん世話役	4,152	内装工	3,207
さく岩工	3,522	ガラス工	2,970
トンネル特殊工	3,758	建具工	2,735
トンネル作業員	2,847	ダクト工	2,588
トンネル世話役	3,815	保温工	2,600
橋りょう特殊工	3,387	建築ブロック工	—
橋りょう塗装工	3,510	設備機械工	2,622
橋りょう世話役	3,927	交通誘導警備員A	1,835
土木一般世話役	3,038	交通誘導警備員B	1,598
高級船員	3,432		

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額の設定対象外とする。

※ 見習い労働者等の労働報酬下限額は、1,075円とする。